

【施行時期について】

(ア) 施行日を令和4年10月1日としたのはなぜか。

後期高齢者の窓口負担の見直しについては、法律上、令和4年度後半(※)の政令で定める日から施行することとされています。※令和4年10月1日～令和5年3月1日
システム整備や周知期間などの必要な準備期間等を検討する必要があるため、令和4年度後半で政令において定めることとしたもの。

現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日施行とすることとしました。

(イ) いつ被保険者証は届くのか。

「6・7月(年次更新)」と「9月(施行日前)」の2回、被保険者証の発行・送付を行うこととなります。